

# 相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修について

## 1 令和6年度の研修について

令和6年度の標記研修については、令和5年度に引き続き県が研修事業者として指定する学校法人YIC学院が実施します。

## 2 研修カリキュラム等の改正について

### (1) 相談支援従事者研修（以下「相談研修」という。）について

令和2年度から相談研修の研修カリキュラム等が改定されていますので、遗漏のないようにご対応ください。

#### ① 研修カリキュラムが拡充されました

研修の質の向上のため、初任者研修及び現任研修ともに、講義の科目及び時間数が拡充されました。また、所属する法人の事業所等でのサービス等利用計画案の作成や協議会等の地域資源に係る調査等の実習も追加されています。

	旧（令和元年度まで）	新（令和2年度以降）
初任者研修	31.5時間	42.5時間
現任研修	18時間	24時間

※旧制度の研修（令和元年度までの研修）を受講済みの方は、新たに新制度の研修を受けなおす必要はありません。

#### ② 現任研修の受講要件について

令和2年度以降の現任研修においては、現任研修受講開始日前5年間に通算して2年以上の相談支援専門員としての実務経験があることが受講要件となっています。なお、2回目以降の現任研修の受講にあたっては、上記の要件以外に、現に相談支援専門員として従事していることでも受講要件を満たすことになります。

#### 【経過措置】

令和2年4月1日前5年間において、初任者研修、現任研修を修了した者は、令和2年度以降初めて現任研修を受講する際に限り、上記で定める2年以上の相談支援専門員としての実務経験及び現に相談支援専門員として従事していることは不要です。

#### ③ 相談支援専門員の更新について

初任者研修を修了した翌年度から5年以内に現任研修を受講することが相談支援専門員の要件となっていますが、現任研修の代わりに主任相談支援専門員研修（令和2年度より実施）を修了することでも要件を満たすことになります。なお、主任相談支援専門員研修は、現任研修修了後通算して3年以上の相談支援専門員としての実務経験があることが受講要件となります。

#### ④その他

主任相談支援専門員研修については、隔年で実施の予定のため、今年度（令和6年度）は開催しない予定ですので、ご留意願います。

## (2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サビ管等」という。）

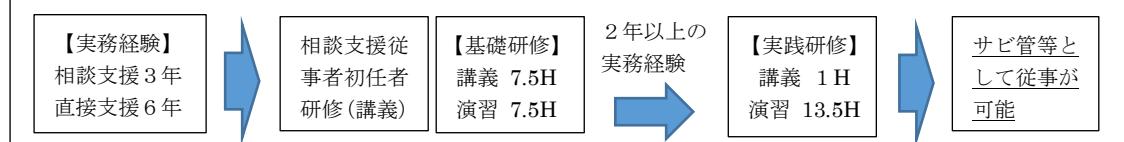
### 研修について

令和元年度からサビ管等研修の研修体系等が改定されていますので、遺漏のないようにご対応ください。

#### ① 研修が基礎研修、実践研修に分かれました

- ・サビ管等になるためには、基礎研修と実践研修を修了する必要があります。
- ・基礎研修は実務要件に2年満たない段階から受講ができ、実践研修は基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上の相談支援業務又は直接支援業務の経験が必要です。
- ・実践研修の受講に必要な実務経験について、基礎研修終了後2年以上必要となります。一定の要件を満たしている場合は、6月以上で受講可能となります。
- ・直接支援業務による実務要件は8年以上に緩和されました。
- ・配置時の取扱いの緩和として、基礎研修修了者は2人目以降のサビ管等として配置可能です。（個別支援計画の原案の作成ができます。）
- ・以下の【経過措置】によるみなしのサビ管等の方についても、実践研修を受講する必要があり、実践研修を修了しないと、みなし期間終了後については、1人目のサビ管等としては従事することができません。

#### 例) サビ管等研修の流れ



#### 【経過措置】

- ・令和元年度から令和3年度までの基礎研修修了者については、基礎研修終了時点で実務経験を満たしている方（例1）は、基礎研修修了日から3年間はみなしのサビ管等として従事することができます。また、基礎研修修了後に実務経験を満たす方（例2）は、実務経験を満たした日以降、基礎研修修了日から3年間はみなしのサビ管等として従事できます。
- ・令和4年度以降の基礎研修修了者については、経過措置が適用されないため、基礎研修修了後、2年以上の相談支援業務又は直接支援業務の経験を経て受講する実践研修を修了しなければ、1人目のサビ管等としては従事できません。

#### 例1) 基礎研修修了日時点での実務経験を満たしている場合



## 例 2) 基礎研修修了日以降に実務経験を満たした場合



### ② 更新研修が創設されました

- ・実践研修の修了翌年度から 5 年以内に更新研修を受けることが必要となります。
- ・更新研修の受講に当たっては、実践研修修了後、管理者、サビ管等若しくは相談支援専門員として現に従事している、又は、更新研修受講開始日前 5 年間に管理者、サビ管等若しくは相談支援専門員として通算 2 年以上従事していることが必要です。

#### 例) 更新研修の流れ



#### 【経過措置】

平成 30 年度までにサビ管等研修を受講した方で、令和 5 年度までに更新研修を受講しなかった場合は、実践研修を受講する必要があります。

### ③ 分野ごとの演習が廃止され、共通の演習内容で実施

- ・令和元年度以降は全分野同じ演習となりますので、研修修了者はすべての分野のサビ管等として従事することができます。

※サビ管と児発管では実務要件に違いがあります。(児発管は児童・障害・障害児分野での経験が 3 年以上必要等。)

研修制度に関する質問は、障害者支援課へ質問票によりご質問ください。